
	実務対応
プロジェクト	金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当する ICO トークンの発行・保有等に係る会計上の取扱いについて
項目	EFRAG ディスカッション・ペーパー「暗号資産（負債）の会計処理」の概要

I. 本資料の目的

1. 欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）は、2020 年 7 月にディスカッション・ペーパー「暗号資産（負債）の会計処理」（以下「DP」という。）を公表した¹。コメント期限は、2021 年 7 月 31 日となっている。
2. 本資料は、DP の概要をご説明することを目的としている。なお、DP におけるコメント提出者への質問もあわせて記載している。

II. DP の概要

A. 背景及び目的

3. 暗号資産（負債）の会計処理に関する EFRAG のリサーチは、2018 年の EFRAG アジェンダ協議を受けて EFRAG 理事会によって承認された。DP の焦点は、暗号資産の保有者及び発行者の会計処理に置かれている。これらは、IFRS 報告企業にとって関連性がある可能性の高い会計上の論点の大半を包含する幅広いトピックであるからである。
4. DP は、発行者に対する請求権のない暗号通貨の会計処理についての 2019 年 6 月の IFRS 解釈指針委員会のアジェンダ決定明確化（IFRS IC アジェンダ決定）²の範囲内及び範囲外の論点を検討している。また、各国基準設定主体（NSS）及び会計事務所のガイダンス並びに学術文献及び他の利害関係者の文献の中の会計上の論点及び考えられるアプローチについても検討している。
5. DP を開発したのは、暗号資産（負債）についての IFRS の会計処理の要求事項の開発に十分な理由があるかどうかをレビューし、そうした開発が取り得る方向性についての考えを提案することである。DP の内容は、EFRAG のリサーチの発見事項を反映しており、これは関係者のフィードバックとともに、次回の IASB アジェンダ協議及び暗号資産に関する将来の考え得る IASB プロジェクトの内容に情報を与える可能性がある。

¹ DP の日本語訳については、https://www.asb.or.jp/jp/ifrs/international_issue/efrag/2021-0308.html 参照。

² 2019 年 6 月の IFRS IC アジェンダ決定については、別紙 1 を参照。

る。

B. 用語の定義

6. 「暗号資産」という用語については、法的な定義又は一般に認められた定義はなく、用語の使用には多様性がある。
 - DP では、暗号資産は、「何らかの形態の分散型台帳技術 (DLT) ネットワーク (例えば、ブロックチェーン) 上で創出・移転・貯蔵され、暗号化を通じて認証される、価値又は契約上の権利のデジタル表章」として定義されている。
 - また、暗号負債は、「暗号資産の発行により生じる義務で、経済的資源を移転するか又は経済的資源に対するアクセスをデジタル形式又は非デジタル形式で付与する現在の義務を発行企業に生じさせるもの」として定義されている。
 - これらの定義は、民間の暗号資産(負債)及び中央銀行のデジタル通貨(CBDCs)を含むが、DPの分析上は、主に民間の暗号資産(暗号負債)に焦点を当てている。
7. しかし、暗号化プロセスを強調しない技術中立的な定義やCBDCsを除いた定義もある。また、公表文書や規制当局によっては、暗号資産の同義語として他の用語も使用している³。DPでは、暗号通貨を暗号資産の同義語ではなく暗号資産の部分集合として記述しており、さらに暗号通貨とトークンを区別している一部の公表文書とは異なり、トークンという用語を暗号資産と互換的に使用している。
8. DPで分析している暗号資産には、主として支払手段として利用される、発行者に対する請求権のない暗号通貨(例えば、「暗号コイン」、「支払型暗号資産」、「支払トークン」、「交換トークン」、「仮想通貨」などと呼ばれることが多い)を含んでいる。
9. 他の暗号資産として、次のものがある。
 - 主として、ネットワークの機能又はサービスにアクセスする権利を保有者に付与する「ユーティリティトークン」又は「利用型暗号資産」
 - 投資に類似した「セキュリティトークン及びアセットトークン」
 - 暗号資産のボラティリティを軽減することを意図した「ステーブルコイン」
 - 異なる特性を組み合わせた(例えば、ユーティリティトークンと支払トークンの両方の特性を有する)「ハイブリッド・トークン」

³ 例えば、「暗号化資産」、「暗号通貨」、「暗号トークン」、「デジタル・トークン」、「デジタル資産」、「DLT トークン」、「DLT 資産」、「ブロックチェーン・トークン」、「仮想通貨」など。

10. 暗号資産（負債）は、ブロックチェーン技術の最初の使用事例である。ブロックチェーン技術が適用されているその他の項目についても会計処理の要求事項については空白部分があり得るが、暗号資産のみがEFRAG リサーチの範囲に含まれている。その理由は、より長期間の歴史や現金化の証拠があるためであり、暗号資産（負債）の経済的特徴や考えられる会計処理アプローチ及び空白部分が、NSS、会計事務所、学界及び他の利害関係者の文献の中で、かなりの検討の対象となっているためである。

C. EFRAG のリサーチ・プロジェクトの主要な発見事項

（暗号資産の発行者及び保有者企業の普及度及び特性）

11. 2019 年には、イニシャル・コイン・オファリング（ICO）により発行されたトークンの量及び額が大きく減少している。他方、2018 年及び 2019 年には、セキュリティトークン・オファリング（STO）⁴の発行の増加が生じている。また、2019 年には、暗号為替に関する規制制度の強化を受け、イニシャル・エクスチェンジ・オファリング（IEO）が増加している。
12. EFRAG によるアウトリーチにおけるフィードバックは、大手の上場企業は暗号資産に対するエクスポージャーは限定的であり、保有者である企業は仲介者（すなわち、他者の代理として保有）の立場で保有している傾向があることを示した。国際的なベースでは、2019 年 11 月の IASB スタッフ・ペーパーで強調されているように、大手の IFRS 企業のうち少数のみが暗号資産及び関連する活動を報告していた。10 の IFRS 報告法域においては、2018 年終了年度では、66 社のみが暗号資産の保有を報告していた（2017 年終了年度では 26 社）。この IASB スタッフの分析により、IFRS 報告企業では暗号資産の保有は僅少であることが確認されている。
13. それでも、革新的な市場発展の可能性（例えば、ステーブルコインのロールアウトや CBDC の開始の可能性）、ブロックチェーンに基づく暗号経済事業モデルの継続的な成長、規制上の要求事項及び監督の拡充により、将来において主要金融機関による採用及び参加の増大が生じる可能性がある。さらに、機関投資家の関心は高まっており、暗号資産の保有への資産配分が増加している。
14. 暗号資産に関連した基礎となる権利及び義務の定型化のレベルには多様性がある。このような市場の状況下では、契約上の取決めは比較的未成熟で不透明であるため、一部の暗号資産については、基礎となる権利及び義務を正確に識別することが困難となる可能性があり、会計処理の困難さをもたらしている。
15. DP の分析は、会計上、規制上及び法律上の文献で一般に適用されているタクソノミに

⁴ なお、STO には、大手金融機関及び企業によるトークン化社債及びロイヤルティ/リファーラル・プログラムの発行が含まれている。

基づく経済的特性、権利及び義務の分類と合致している（すなわち、暗号資産の主要なクラス（支払トークン、ユーティリティトークン、セキュリティ・アセット・トークンなど）を含むが、それらに限定されない）。他方、一部のNSS（例えば、フランス）は、ガイダンスを定める際に具体的な分類を避けている。なぜなら、彼らはそうしたタクソノミは静的であり、暗号資産市場における継続的な急速な革新により陳腐化するリスクがあると考えているためである。

16. 急速な革新は、暗号資産の基本的な経済特性の変化によるものではなく、暗号資産の特性の複合化や経済的機能を果たすための技術的な仕組みにおいて行われている場合がある。したがって、経済的特性及び権利の区分に役立つタクソノミは、ハイブリッド型トークンの会計処理の基礎となるべき適切な概念的思考（例えば、構成要素属性の分解が、会計目的で、又は複合化された暗号資産の支配的な構成要素を識別するために、どのように行われる可能性があるかについて）を容易にする可能性がある。
17. また、さまざまな種類の暗号資産の基本的な権利及び経済的特性は、実質的に、既存の「非暗号」取引（例えば、外貨保有、コモディティ投資、ロイヤルティ・マイルの保有、排出権など）と経済的に類似している。これらの基本的な特性が、暗号資産又は類似する「非暗号」取引のいずれかの文脈で陳腐化する可能性は低い。したがって、タクソノミ分類は、現在の及び次世代の暗号資産についての会計上の要求事項の設定に継続的な関連性を有することができる。

（保有者についての IFRS 会計ガイダンスの拡充）

18. 資産なのか？

DPでは、IASBの財務報告に関する概念フレームワークにおける資産の定義を踏まえ、暗号資産は会計上の資産の定義を満たすことを前提としている。この見解は、暗号資産の性質に関する新たな法的視点及び関連する契約の強制可能性に裏付けされている。

19. どのような種類の資産なのか？

IFRS IC アジェンダ決定は、暗号資産の部分集合（発行者に対する請求権がない暗号通貨）は、当該暗号通貨の保有目的に応じて、IAS 第 38 号「無形資産」における無形資産又は IAS 第 2 号「棚卸資産」における棚卸資産のいずれかに分類すべきである旨を明確化した。

20. 一部の利害関係者は、暗号資産は独特の種類資産であり、IAS 第 38 号及び IAS 第 2 号における現行の測定要求事項は暗号資産を念頭に置いて開発されたものではないと主張している。例えば、一般的に知られている無形資産（例えば、ソフトウェア、知的財産、ブランド）とは異なり、現金に類似したいくつかの特性があり、一部のも

のは活発な市場で取引されており、トレーディング又は投資資産の属性を有している場合がある。

21. DP の分析は、暗号資産の保有者（自らの立場で、あるいは他者の代理として）にとっての認識及び測定の課題のうち、既存の IFRS 要求事項の明確化又は修正を必要とするものを指摘しており、次のように要約することができる。

- (1) どのような場合に暗号資産は非金融資産投資であるのかに関する空白（会計規定の欠如）

どのような場合に暗号資産は非金融資産投資と考えられるのか（すなわち、無形資産又はコモディティが投資として保有されるのか）について、IFRS のガイダンスがない。

- (2) すべての状況で保有者にとって目的適合性のある測定の必要性

IAS 第 38 号又は IAS 第 2 号における測定の要求事項は、トレーディング又は投資の属性を有する暗号資産の経済的特性を必ずしも反映しない場合がある（例えば、IFRS 第 13 号「公正価値測定」に基づく活発な市場がないと想定される場合）。

- (3) 適切な場合には金融資産又は類似した分類を確保する必要性

暗号資産が金融資産への分類に適格である状況を明確化すべきである。暗号資産が、金融商品の現行の IFRS 上の定義を満たさないが、投資目的で保有され、持分証券又は負債証券と同等の機能を有している状況について、既存の IFRS 要求事項を更新する必要がある可能性がある。そのような状況においては、これらのトークンを、金融資産又は金融資産に類似した会計処理となる独特の資産のいずれかとして認識するように IFRS を修正することが考えられる。

- (4) 現金又は現金同等物の定義の更新が必要である必要性

IAS 第 32 号「金融商品：表示」における現金の定義、又は IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」における現金同等物の定義を、一部の暗号資産を含めるように変更する必要があるかもしれない（例えば、1 対 1 で法定通貨にペッグされているステーブルコイン、CBDC 及び法域内の定義に従って e マネーとして定義されている暗号資産）。しかしながら、ステーブルコインを改訂後の現金又は現金同等物の分類に含めるとした場合には、通貨政策及び金融安定に対する影響を考慮すべきである。

- (5) 一部のユーティリティトークン及びハイブリッド型トークンの保有者の会計処理の明確化が必要である可能性

ユーティリティトークンは、さまざまな関連する権利を有している場合がある(例えば、ネットワーク・サービスへのアクセス、ブロックチェーン創出権、ガバナンス及びネットワーク拋出権など)。これらの権利の一部は、典型的でない性質と複雑性のため、保有者が理解することが困難な場合がある。

したがって、このような保有の適切な会計処理を、類似した取引の会計処理との比較に基づいて決定することも困難である可能性がある。さらに、ユーティリティトークン保有の事業目的を一貫して確かめることが困難である可能性がある。なぜなら、それらには、投資と機能的・消費価値の両方の属性があり、事業目的に基づいて分類を一貫して適用することが困難となっているためである。支配的な構成要素を考慮すべきかどうか、あるいはハイブリッド型トークンの分類及び測定を決定するために分離の原則を適用すべきかどうか及びその方法が問題となる。

最後に、ユーティリティトークンを前払資産に分類することが考えられるが、この資産区分についての IFRS ガイダンスは限定的なものしかない。

(6) 他者の代理での保有者の会計処理の明確化が必要である可能性

暗号資産の保有における本人・代理人関係での企業の会計処理については、IAS 第 8 号「会計方針及び会計上の見積り」の適用を除き、IFRS に明示的なガイダンスはないため、当該観点からの明確化が必要である可能性がある。

(7) 明確化が必要である可能性のある他の保有者に関するトピック

マイニング活動及びバーター交換による保有が含まれる。

(発行者についての IFRS 会計ガイダンスの拡充)

22. トークン発行者における義務は、暗号資産の種類によって大きく異なるが、所与のカテゴリの中にある。有価証券と同等とみなされる発行されたトークン及びより規制に準拠した STO 及び IEO を除いて、規制上の監督は限定的で、多くの ICO に関連した堅牢で強制可能な契約上の取決めがない。その結果、発行者における義務の性質を正確に識別することは、暗号資産の発行者にとっての会計上の影響を十分に識別する上での課題である。DP では、IASB の財務報告に関する概念フレームワークにおける負債の定義を適用して、暗号負債は会計上の負債の定義を満たすことを前提としている。
23. 発行者のためのガイダンス (ICO、IEO 及び STO) の明確化又は修正が必要な領域には、次のものが含まれる。
 - (1) 金融商品会計 (IAS 第 32 号及び IFRS 第 9 号「金融商品」) が適格とされる発行の明確化が必要

セキュリティトークンの発行に適用すべき IFRS 基準、及び IAS 第 32 号及び IFRS 第 9 号における分類への適格性（特に、ハイブリッド型トークン及び時とともに変化する可能性のある特徴を有するものについて）に関して明確化する必要がある。

(2) 発行についての収益認識の要求事項の適用可能性の明確化が必要

ネットワーク商品及びサービスに対する権利を保有者に与えるユーティリティトークンの発行についての IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の適用可能性に関して、発行企業と応募者との間の取決めの強制可能性について疑問が生じ得る状況において、明確化する必要がある。質問としては、以下の項目が含まれる。

- ① ユーティリティトークンの発行者及び保有者の取決めは、IFRS 第 15 号の範囲に含まれる顧客との契約と同等と考えることができるか
- ② マイニング活動に関する収益認識の要求事項はどのようなものか

(3) 偶発負債の認識の要求事項の適用可能性の明確化が必要

IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」が適用される状況を明確化する必要がある。

(4) ユーティリティトークンの発行の会計処理の明確化が必要

ユーティリティトークンの発行に関して明確化が必要と考えられる領域には、次のものが含まれる。

- ① 発行者と他の相手方が関与する本人・代理人型の取決めが存在する場合に、どの企業が履行義務を負うのか
- ② 顧客との契約が存在する場合、特に、支配的な特性（投資なのか消費なのか）が時とともに変化するにより履行義務が時とともに変化する際に、履行義務の性質及び収益認識のパターンはどのようなものか
- ③ 典型的でない取引可能な権利（例えば、労働及び資源をシステムに拠出する権利や、ネットワークの機能性を更新する権利）に対する義務の性質はどのようなものか
- ④ どのような条件で、企業は推定的義務が存在すると考えることができるか

(5) ハイブリッド型トークンの発行の会計処理の明確化が必要

複数の特徴を有し、義務が時とともに変化する不確実である可能性のあるハイブリ

ッド型トークンの発行についての適切な IFRS 要求事項を明確化する必要がある。

(6) 発行者についてのその他の明確化が必要とされる論点

- ① エアドロップ又はフリー・トークンの会計処理
- ② 発行した自社のトークンを、第三者によるサービス又は従業員のサービスと交換で使用する目的で保有している企業の会計処理
- ③ 発行コストの処理
- ④ 販売前の契約の処理

(新たに生じている評価／測定の考慮事項)

24. 暗号資産取引の価格発見及び信頼性のある評価のためのメカニズム（すなわち、活発な市場及び頑健な評価アプローチ）の存在が、財務諸表内での忠実な表現のために必要である。
25. EFRAG のリサーチ・アウトリーチの間に、一部の利害関係者は、IFRS 第 13 号に基づいて活発な市場を識別する際に直面した困難の兆候と、ICO 発行の暗号資産に対する標準化された評価アプローチの欠如について指摘した。
26. 暗号資産に合わせた評価の方法論が登場しており、そうした新たな評価方法論は、IFRS 基準などの会計文献の中で認知されている伝統的な評価アプローチ（すなわち、原価、収益及び市場ベースの各アプローチ）と比較可能であり、いくつかの重なり合う属性がある。しかし、ユーティリティトークンの本源的価値の評価の点では特有の要素があり、通常、発行者のネットワークの成長潜在力から算出される。これらの新たな評価方法論は、暗号資産の経済的価値の性質及び源泉について、これらの資産の性質（例えば、知的財産及びその他の無形資産としての特徴）及びそれに対応した適切な会計処理について考えるために有益な方法で、追加的な知見も提供する。
27. 公表されている一部の報告書は、活発な市場の識別の重要性を強調する証拠を示しており、この事項に関しての会計事務所の公表文書からのいくつかの示唆的なガイダンスがある。それでも、会計目的上、活発な市場を識別する方法について依然として明確化の必要がある。暗号資産市場には考慮を必要とする特有の特徴もある。例えば、24/7（年中無休）取引、少数の伝統的な取引所との比較での複数の暗号取引所、ソースごとの著しい価格差異、暗号通貨と法定通貨との交換に加えて暗号通貨と暗号通貨の交換の能力などである。暗号取引所のこれらの独特の特徴の会計上の含意について疑問が生じる可能性がある（すなわち、これらの特徴は暗号資産についての活発な市場の定義を変えるのか）。

(IFRS 要求事項における考えられる横断的な空白部分)

28. IFRS IC アジェンダ決定では、発行者に対する請求権のない暗号通貨を無形資産に分類し、IAS 第 38 号及び IAS 第 2 号を適用すべき基準とした。また、IAS 第 38 号の結論の根拠 BC5 項は、「当審議会は、企業がこれらの特徴（①将来の経済的便益が企業に流入することが期待される、企業の支配する資源であり、②物理的物体を伴わず、かつ③識別可能であること）を有する項目をどのような目的で保有するのかは、無形資産の分類とは関連性がなく、すべてのそうした項目を本基準の範囲に含めるべきだ」と述べている。
29. それでも、IAS 第 38 号及び IAS 第 2 号における測定及要求事項では、暗号資産が投資として保有され、かつ、これら 2 つの基準の範囲に含まれている場合は、常に、暗号資産の経済実態を反映できない場合がある。また、一部の利害関係者は、投資として保有されている無形資産又はコモディティに関する明示的なガイダンスがないと指摘している。
30. さらに、一部の利害関係者は（例えば、オーストラリア会計基準審議会）は、事業の中で資金生成資産として保有されている無形資産と、投資として保有されている無形資産の会計処理を区別することを要望している。当該区分は、通常の事業のための有形固定資産と投資目的の有形固定資産との会計処理の区別（すなわち、IAS 第 16 号「有形固定資産」と IAS 第 40 号「投資不動産」）に類似している。
31. 投資として保有されている非金融資産（投資不動産を除く）についての明示的な IFRS ガイダンスがないことは、無形資産又はコモディティに分類され、投資として保有されている暗号資産（例えば、発行者に対する請求権のない暗号通貨）を適切に会計処理することを困難にする横断的な問題である。また、投資として保有されている他の無形資産又はコモディティ（例えば、通貨当局が投資として保有している金地金）と他の非金融資産（排出取引権及び水利権）の一貫した適切な会計処理を確保することについても困難とする可能性がある。

(潜在的な市場発展の含意)

32. 暗号資産の制度化は単なる出発点であり、投資ファンドや伝統的な銀行などのより伝統的な参加者が配分を増加させる可能性があり、規制の明確性及び IFRS 要求事項を含む会計ガイダンスに対する現在のニーズが増大する。
33. 主流の適用が増大して暗号資産の制度的採用が増大する可能性が高いかどうかについて、法域ごとの違いも含めてさまざまな予想があるが、制度的採用の増大は次のことに依存するであろうというコンセンサスがある。
 - 規制・監督の要求事項及び乱用を減らす他の信用構築メカニズムの強化

- 契約の強制可能性の確保
- ネットワークのガバナンスの強化、ネットワークのスケラビリティ及び相互運用性の拡充
- 暗号資産取引の処理速度の増大
- 取引認証メカニズムの効率性と持続可能性
- 暗号資産の価格の安定性など

採用の拡大は、IFRS 適用企業による保有及び発行の増加となる可能性がある。したがって、関連する IFRS 要求事項が目的に合致し、経済的に類似した取引に一貫して適用されることを確保する継続的な必要性がある。

34. EFRAG のリサーチは、次世代の暗号資産のいくつかの技術主導の特徴を識別した。ネットワークの価値及び関連するプラットフォームのスケラビリティを高め、採用を増大させる可能性のあるものである。識別された特徴には、次のものが含まれる。

- 法的に強制可能なリカルディアン・スマートコントラクトの使用
- スマートコントラクトにコード化されるタスクの洗練
- デジタル自治組織の拡充
- ニッチな使用事例に焦点を当てた断片化されたプラットフォームではなく単一のインターフェースを通じてエンドユーザーの多様なニーズを満たすためのクロスチェーン・ネットワークの開発など

しかし、別の新しい IFRS 要求事項を必要とするような形で暗号資産の性質を変えるような革新的な特徴が生じるかどうかについては疑問が残っている。

35. 暗号空間内での継続的な革新及び拡充は、暗号資産がますます主流となり大手機関による採用が増大する結果となる可能性がある。同時に、代替的なデジタル通貨（ブロックチェーン技術に依存しないものを含む）の開発の継続的な探求を含む激しい競争もある。しかし、登場している継続中の革新及びさまざまな競争力の結果や、これらが暗号資産の存続可能性に与える可能性のある影響を予言することは EFRAG のリサーチの範囲を超える。また、暗号資産の考えられる成熟及び主流化の時期及び道筋や、それが最終的に IFRS 報告企業による関連する取引の採用の増大となるかどうかを予測することも困難である。

D. 暗号資産（負債）に関する IFRS 要求事項の明確化又は開発に対する考えられるアプローチ

36. 暗号資産の保有者及び発行者についての IFRS 要求事項の明確化及び修正が識別された領域は、次のとおりである。

- 暗号資産の保有者についての IFRS 会計ガイダンスの拡充 (特に IAS 第 38 号、IAS 第 2 号、IAS 第 7 号及び IAS 第 32 号の保有者への適用について)
- 暗号資産の発行者についての IFRS 会計処理の明確化 (特に IFRS 第 15 号、IAS 第 37 号、IFRS 第 9 号及び IAS 第 32 号の発行者への適用について)
- IFRS 第 13 号及び他の適用される IFRS 基準における新たな評価・測定の考慮事項

37. IFRS 要求事項の開発について十分な根拠がある場合、次の 3 つの原則を考慮することが考えられる。

- **権利及び義務を含む経済的実質**

基礎となるテクノロジーではなく、基礎となる権利及び義務とともに経済的実質を重視することが必要である。特に、暗号資産の基本的な経済的機能 (すなわち、支払手段、投資の役割、ネットワーク機能及び消費価値) は同じままである可能性が高く、このようなアプローチは、時代に左右されない会計要求事項につながる。

- **保有者の事業目的**

資産の分類は、暗号資産を保有する事業目的と、経済的特性及び基礎となる権利とを総合的に検討したうえで決定すべきである。機能別又は性質別の分類は、IFRS IC アジェンダ決定及び分析した NSS ガイダンスの大半 (すなわち、暗号資産を独特の種類 of 資産と考えている日本のガイダンス以外) において採用されているアプローチである。

- **発行者の義務の性質**

発行者の会計処理は、義務が存在しているかどうか、及び当該義務の性質を基礎とすべきである。また、IFRS 要求事項が暗号資産から生じる可能性のある義務を十分に捕捉しているかどうか、又はそうした発行が新たな IFRS 要求事項の修正又は開発を必要とする独特の義務を生じさせるかどうかを検討する必要がある。

38. 次の 3 つのアプローチが考えられる。

(選択肢 1 : IFRS 基準を修正しない)

39. 選択肢 1 では、適用される IFRS 基準の変更を行わない。実質的に、作成者は、既存の IFRS 基準を引き続き適用する (IAS 第 8 号に基づき自社の会計方針を策定するこ

とを含む)。

(選択肢 2 : 既存の IFRS 基準の修正又は明確化を行う)

40. 選択肢 2 では、適用される IFRS 基準の明確化又は修正を以下のように行い得る。

(1) 具体的な事実パターンにおけるガイダンスの明確化

現行の IFRS 基準の適用に関して明確化が必要となる可能性のあるトピックについて、適用指針又は教育用資料を開発することが含まれ、次の項目が考えられる。

- ① すべての適用される基準における、他者の代理での保有者の会計処理（現状では、IAS 第 8 号が適用される可能性がある。）
- ② 典型的でない権利を有するユーティリティトークン及びハイブリッド型トークンに適用される会計処理（分離の原則の適用方法及び前払資産に関するガイダンスを含む）（現状では、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」、IAS 第 8 号、IFRS 第 9 号及び IFRS 第 15 号が適用される可能性がある。）
- ③ バーター取引により保有するものの帳簿価額の決定（現状では、IAS 第 16 号及び IFRS 第 15 号が適用される可能性がある。）
- ④ マイニング活動により保有するものの帳簿価額の決定（現状では、IAS 第 2 号、IAS 第 38 号、IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」及び IFRS 第 16 号「リース」が適用される可能性がある。）
- ⑤ 保有者及び発行者においては IFRS 第 9 号の、発行者においては IFRS 第 15 号及び IAS 第 37 号の適格性に影響を与える可能性がある状況
- ⑥ IFRS 第 13 号において定義されている活発な暗号資産市場の識別

(2) 狭い範囲の除外

作成者が自社の会計方針を策定できるよう、適用される IFRS 基準の範囲から暗号資産を除外するよう修正を行う（例えば、IAS 第 2 号及び IAS 第 38 号における範囲除外項目に暗号資産を追加する）。一部の利害関係者からは、暗号通貨（暗号資産の部分集合）を IAS 第 38 号の範囲から除外することが提案されている。

(3) IFRS 基準の要求事項を修正

- ① コモディティ又は無形資産が投資目的で保有される状況を明示的に扱うために、IAS 第 2 号及び IAS 第 38 号の要求事項を修正する。このような修正により、保有の時間軸に基づいて、投資として保有している無形資産又はコモディティを適切に測定することができる（取得原価、FVPL 又は FVOCI）。さらに、

IAS 第 38 号の範囲から無形資産を除外するために用いられている「事業の通常の過程で保有されている」の概念を定義すべきである。

- ② IAS 第 38 号第 72 項⁵を修正して、適切な項目（例えば、発行者に対する請求権のない暗号通貨）の測定に再評価モデルを適用する場合に、FVOCI に加えて FVPL を認める。さらに、暗号資産の活発な市場が存在しない場合、FVOCI オプションを認める。
- ③ IAS 第 32 号第 11 項⁶を修正して、投資資産・金融商品の属性を有し有価証券と機能的に同等であるが、現行の IAS 第 32 号において金融商品に該当しない暗号資産（例えば、ユーティリティトークン、ハイブリッド型トークン、一部のセキュリティトークン）を含める。
- ④ IAS 第 7 号第 6 項における現金同等物（「短期の流動性の高い投資のうち、容易に一定の金額に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わないもの」と定義されている）と考えられている項目を修正するか、又は、現金の明示的な定義を IAS 第 32 号 AG3 項における黙示的な定義⁷を超えて設ける。現金及び現金同等物の明示的な定義を定めることにより、一部の暗号資産を現金又は現金同等物に含める結果となる可能性がある。

（選択肢 3：暗号資産（負債）又はデジタル資産（負債）に関する新基準）

- 41. 選択肢 3 では、暗号資産（負債）は独特の資産及び負債であるという前提で、暗号資産（負債）に関する新たな単独の IFRS 基準を開発する。
- 42. 新たな IFRS 基準を開発する場合、暗号資産（負債）に関連するさまざまなトピックに関する多数の論点（選択肢 2 において対処することとされている論点を含む）に対処することができる。
- 43. 過去 10 年間の間に、ブロックチェーン技術の適用において急速な継続的な進化が発

⁵ IAS 第 38 号第 72 項は「企業は、第 74 項の原価モデル又は第 75 項の再評価モデルのいずれかを、会計方針として選択しなければならない。無形資産を再評価モデルを用いて会計処理する場合には、同じクラスの他のすべての資産も同じ方式を用いて会計処理しなければならない。ただし、当該資産について活発な市場がない場合を除く。」と述べている。

IAS 第 38 号の再評価モデルにおいては、帳簿価額の増加はその他の包括利益に認識し再評価剰余金として資本に累積し（ただし、過去に純損益に認識した同じ資産の再評価による減少額の戻りとなる範囲内で純損益に認識）、帳簿価額の減少は費用として認識する（ただし、同じ資産に係る再評価剰余金の貸方残高の範囲内でその他の包括利益に認識する）ことが求められる。

⁶ IAS 第 32 号第 11 項では、金融商品や金融資産、金融負債等の定義を定めている。

⁷ 「通貨（現金）は金融資産である。交換の媒体を表しており、したがって、すべての取引が測定され財務諸表に認識される手段だからである。銀行又は類似の金融機関への現金の預入れは金融資産である。預金者が金融負債の支払のための債権残高として、金融機関から現金を得るか、又は小切手若しくは類似の金融商品を引き出す契約上の権利を表しているからである。」

生しており、暗号資産の幅広い多様性を生じさせている（スマートコントラクトをコード化したトークンを含む）。しかしながら、暗号資産は、ブロックチェーン技術の唯一の使用事例ではない。拡張されたブロックチェーンに基づく応用が（例えば、サプライチェーン管理や金融サービス）、会計上の資産又は負債に該当する可能性があり、IFRS 基準の見直しが必要となるような新奇な特徴を有する可能性がある。

44. したがって、新たな IFRS 基準の範囲は、DP で定義している暗号資産（負債）以外にも及ぶ可能性があり、より幅広い区分が含まれる可能性がある。例えば、代替可能でないスマートコントラクトアプリケーション、バーチャル・リアルティ世界において創出された代替可能でないデジタル資産（例えば、バーチャル土地、バーチャル住宅）や、バーチャル収集品（例えばバーチャル子猫）が含まれる可能性があり、ブロックチェーンの拡張された他の応用も含まれる可能性がある。
45. しかしながら、相当な取引の歴史と現金化が可能である証拠のある暗号資産（負債）とは異なり、拡張されたブロックチェーンの応用が概念フレームワークにおける資産及び負債の定義を満たすかどうか、また新しい会計上の論点を生じさせるかどうかを容易に識別するのは困難である。さらに、それらは、暗号資産（負債）とは異質の経済的特性を有している場合がある。したがって、デジタル資産（負債）についての新しくかつより幅広い IFRS 基準を開発するとした場合、その適切な範囲を入念に検討する必要がある。

E. 基準設定の検討に関するその他の論点

46. 投資として保有されている非金融資産（投資不動産を除く）についての明示的なガイダンスの欠如は、投資として保有されているが IFRS において金融資産の定義を満たさない一部の暗号資産の会計処理における空白を生じさせている横断的な問題である。これは、トレーディング又は投資資産として保有されている多様な無形資産又はコモディティ（例えば、通貨当局が投資として保有している金地金）及び他の非金融資産（排出権及び水利権）の会計処理における空白の原因ともなっている。IFRS 要求事項におけるこの空白は、以前に適用されていた IAS 第 25 号「投資の会計処理」の廃止後に、投資に関するその後の基準（IAS 第 40 号及び IFRS 第 9 号）が投資として保有されている非金融資産の会計処理の手引きとなれない範囲で生じている。
47. したがって、IASB が考えることのできるもう 1 つのトピックは、投資として保有されている非金融資産（投資不動産を除く）を扱う新しい原則ベースの基準を開発することである。

F. 関係者からのフィードバック領域

48. 一部の利害関係者は、IASB が市場発展の早期の段階で暗号資産（負債）に関する基準

設定活動を行うとした場合、本来的にリスクの高い商品を正当化する可能性があり、将来市場が失敗した場合に風評リスクを生じさせることを懸念している。また、一部の人は、現段階では、投資者保護の問題は規制機関に委ねるのが最善であるという見解を有している。

49. しかしながら、他の利害関係者は、IFRSの空白に対処することによる、時代に左右されないIFRS要求事項の必要性を指摘している。また、会計基準は、中立的な方法で報告企業の経済取引を反映しなければならず、関連するリスクのために取引を除外すべきではないとする意見もある。IASBが現行の実務における不統一に対処せず、暗号資産（負債）の会計処理の明瞭性及び拡充に対する利害関係者のニーズに対応しない場合、別の形の風評リスクが生じる可能性がある。
50. さらに、堅牢で国際的に適用される会計要求事項は、投資者保護を強化するための規制機関の取組みと並行して補完的な方法で開発することができる。規制のアプローチには多様性があり、各法域内でのフレームワークのいくつかに空白がある。したがって、強化され調和化された国際的な規制の要求事項を待ってから暗号資産（負債）の会計処理の要求事項を扱うとした場合、利害関係者のニーズに適時に対応できない可能性がある。
51. 各選択肢の賛否両論の分析には、次の要因に対する検討が含まれている。
 - (1) 暗号資産のエコシステムの成熟度（暗号資産取引の現在の及び潜在的な普及度の検討を含む）
 - (2) 暗号資産（負債）の会計処理における潜在的な空白に、どの程度まで対処できるのか
 - (3) 現行の実務の不統一に対する予想される影響
 - (4) 会計要求事項の明確化又は拡充に対する利害関係者のニーズに対処する際のデュー・プロセスの要求事項及び日程
 - (5) 投資として保有されている非金融商品の会計処理についてIAS第8号を適用しながら、暗号資産についての会計要求事項の更新をどの程度まで類推適用できるのか
52. 各選択肢は相互に排他的なものではなく、IASBは暗号資産（負債）の会計処理への対応に向けて段階的なアプローチを検討することもできる。

Ⅲ. コメント提出者への質問

全般的な質問

質問1 — 暗号資産（負債）の使用

第7章は、主要金融機関による暗号資産（負債）の採用に影響を与える可能性のある要因のいくつかについて議論している。さらに、第3章(3.98項)で述べたように、暗号資産（負債）保有の事業目的は、会計上の分類における主要な考慮事項とすべきである。

貴社（又は法人顧客）が暗号資産（負債）を使用しているか又は使用すると見込まれる領域を記述されたい。

暗号資産（負債）の使用に影響を与える主要な要因は何か。

どのような目的で、貴社又は法人顧客は暗号資産を通常は保有又は発行するか。

質問2 — 進むべき道

質問2.1 第3章及び第4章で詳述しているように、本DPは、暗号通貨に関するIFRS IC アジェンダ決定の範囲に含まれない会計上のトピックに対処する必要があり、扱われていない保有者及び発行者の会計上のトピックを含める必要があると提案している。

暗号通貨に関するIFRS IC アジェンダ決定の範囲に含まれない会計上のトピックに対処する必要があることに同意するか。説明されたい。

質問2.2 第6章及びエグゼクティブ・サマリーのセクションのES35項からES46項は、IFRS 要求事項を扱うための進むべき道についての3つの考えられるアプローチを分析している。第6章:6.26項、表6.1は、それぞれの選択肢についての賛否両論を示している。その3つの選択肢は次のとおりである。

- 選択肢1：既存のIFRS 要求事項を修正しない
- 選択肢2：既存のIFRS 要求事項を修正あるいは明確化
- 選択肢3：暗号資産（負債）又はデジタル資産（負債）に関する新基準

この3つの選択肢のうちどれがIFRS 要求事項を扱うための最も適切な解決策と考えるか。あるいは、暗号資産に関するIFRS 要求事項の明確化及び開発に向けて他の考えられるアプローチがあると考えられる場合には、詳述されたい。

新基準を開発するとした場合、範囲はどのようにすべきか。

会計上の要求事項に関する具体的な質問

質問3 — 保有者の会計処理

質問3.1 本DP(第3章:3.37項から3.41項)は、暗号資産の保有者に適用されるIFRS基準書(IAS第2号及びIAS第38号)は、暗号資産が非金融資産投資として保有されている状況を明示的に⁸扱っていないことを識別した。さらに、第3章:3.42項から3.48項に示すように、IAS第2号又はIAS第38号における測定の要求事項が、トレーディング又は投資資産の属性を有する暗号資産の経済的特性を反映するためのFVPL又はFVOCIを認めない可能性のある状況がある。例えば、IAS第38号では、FVOCIは活発な市場がある場合にのみ認められる。

基準設定活動が、非金融資産投資への対処に向けてIAS第2号及びIAS第38号の制限(すなわち、IAS第38号は暗号通貨がトレーディング又は投資資産として保有されている場合にFVPLを認めておらず、IAS第38号は市場が活発でない場合に公正価値測定を認めていない)に対処する必要があることに同意するか。説明されたい。

質問3.2 本DP(第3章:3.49項から3.56項)は、一部の暗号資産の金融資産への分類の適格性を明確化する必要性を識別した。持分証券又は負債証券と類似した特性又は同等の機能(例えば、利益に対する権利、パートナーシップ契約における利害関係、議決権、企業からのキャッシュ・フローに対する権利)を有しているが、IAS第32号における金融資産の現在の定義を満たさない暗号資産について、IAS第32号を改訂する必要があるかもしれない。あるいは、暗号資産を独特の資産として分類し、適切な場合には金融資産に類似した会計処理を認める必要があるかもしれない。

暗号資産の保有者のIFRS第9号の適用への適格性を明確化する必要があることに同意するか。説明されたい。

IAS第32号の金融商品(保有者にとっての金融資産及び発行者にとっての金融負債)の定義の中で、持分証券又は負債証券と機能が同等である暗号資産(トークン)を含めるようにIAS第32号を改訂する必要があるかどうか、あるいは暗号資産を独特の資産として分類して、適切な場合には金融資産に類似した会計処理を認めるべきかどうかについて、意見はあるか。説明されたい。

質問3.3 本DP(第3章:3.57項から3.63項)は、現金又は現金同等物の定義を、法定通貨に1対1でペッグされているステーブルコインの一部、法域内の定義でeマネーに該当する暗号通貨及びCBDCsを含めるように改訂する必要があるかもしれないことを識別した。また、財及びサービスと交換で受け取った暗号資産も外貨と同様のものとして扱う

⁸ IAS第38号の結論の根拠のBC5項は、「当審議会は、企業がこれらの特徴を有する項目をどのような目的で保有するのかは、無形資産への分類とは関連性がなく、すべてのそうした項目を本基準の範囲に含めるべきだという結論を下した。」と述べている。

ことが考えられる。

現金又は現金同等物の定義を改訂する必要があるかどうかについて意見はあるか。説明されたい。

質問 3.4 本 DP（第 3 章：3.79 項から 3.93 項）は、他者の代理での保有者（例えば、保管サービス）について、経済的支配の指標の解釈を含む IFRS 要求事項の明確化が必要であると提案している。

ユーティリティトークン及びハイブリッド型トークンの保有者による会計処理、並びにバーター取引及びブルーフォブワーク・マイニング活動から生じる保有についても明確化が必要である（第 3 章：3.64 項から 3.76 項）。ハイブリッド型トークンについては、支配的な構成要素を考慮すべきか、それとも分離の原則を適用して分類及び測定を決定すべきか、また、その場合にどのように決定すべきかという疑問がある。ユーティリティトークンについては、典型的でない取引可能な権利（例えば、ネットワークの機能性を更新する権利や、資源及び労力をシステムに拠出する権利）の適切な認識及び測定についての疑問や、前払資産についての IFRS ガイダンスの欠如の問題もある。

上述の領域は本 DP で識別したような IFRS 要求事項の明確化が必要であることに同意するか。説明されたい。

質問 4 — 発行者の会計処理

質問 4.1 本 DP（第 4 章：4.23 項から 4.29 項）は、IASB による明確化がない中で、このリサーチの予備的な結論は、ICO 発行者（及び類似した売出しにおける発行者）は、次の IFRS 基準書の 1 つ又は組合せを適用できるというものである。IFRS 第 9 号「金融商品」、IAS 第 32 号「金融商品：表示」、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」、IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」及び IFRS 第 13 号「公正価値測定」である。

既存の IFRS 基準書は ICOs、IEOs 及び STOs の発行者が暗号負債を会計処理するための適切な基礎を提供していると考えるか。説明されたい。

質問 4.2 本 DP（第 4 章：4.28 項）は、ICOs（又は IEOs 及び STOs などの他の売出し）を通じて暗号資産を発行する企業についての IFRS 第 15 号の適用に関して懸念が生じる可能性のあるいくつかの領域を強調している。

発行企業が暗号資産の発行が IFRS 第 15 号の範囲に含まれると証明する場合、企業が IFRS 第 15 号の諸原則を適用するために、どの領域がさらにガイダンス・明確化を必要とするか。説明されたい。

質問 4.3 本 DP（第 4 章：4.25 項及び 4.29 項）は、ICOs（又は IEOs 及び STOs などの他の売出し）を通じて暗号資産を発行する企業についての IAS 第 37 号の適用に関して懸念

が生じる可能性のあるいくつかの領域を強調している。

発行企業が暗号資産の発行が IAS 第 32 号／IFRS 第 9 号における金融負債又は IAS 第 37 号における引当金に該当すると証明する場合、企業がこれらの基準を適用するために、どの領域がさらにガイダンス・明確化を必要とすると考えるか。説明されたい。

質問 5 — 評価

質問 5.1 本 DP（第 5 章：5.44 項及び 5.45 項）は、IFRS 第 13 号に基づく公正価値測定を検討する際に、暗号資産についての活発な市場の決定が必ずしも単純明快ではないという考えを示している。

IFRS 第 13 号のガイダンスは、これらが公正価値で測定される場合に、暗号資産（及び、該当する場合には、関連する暗号負債）についての活発な市場を決定するための十分な基礎を提供していると考えるか。

質問 5.2 本 DP（第 5 章：5.42 項）は、暗号資産に合わせた評価方法論が登場しており、それらは IFRS 第 13 号における公正価値測定のガイダンスと異なる可能性があるという考えを示している。

IFRS 第 13 号に基づく活発な市場がない場合、IFRS 第 13 号は暗号資産（及び、該当する場合には、関連する暗号負債）を IFRS で測定する適切な評価技法を決定するための十分な基礎を提供しているか。そうでない場合、どのような代替的な測定基礎を提案するか。

質問 6 — その他

質問 6.1 **暗号資産（負債）の会計処理、または上記の各質問で扱われていない他の事項について、他にコメントはあるか。**

以 上

2019年6月のIFRIC Updateのアジェンダ決定

暗号通貨の保有

委員会は、IFRS基準が暗号通貨の保有にどのように適用されるのかについて議論した。

委員会は、さまざまな暗号資産が存在することに留意した。議論の目的上、委員会は下記の特徴を有する暗号資産の部分集合（このアジェンダ決定で「暗号通貨」と呼んでいる。）を検討した。

- a. 暗号通貨は、分散台帳に記録され、セキュリティのために暗号を使用するデジタル又は仮想の通貨である。
- b. 暗号通貨は、国家機関その他の者が発行するものではない。
- c. 暗号通貨の保有は、保有者と他の者との間の契約を生じさせない。

暗号通貨の性質

IAS第38号「無形資産」の第8項は、無形資産を「物理的実体のない識別可能な非貨幣性資産」と定義している。

IAS第38号の第12項は、資産は、分離可能であるか又は契約若しくは他の法的権利から生じている場合には識別可能であると述べている。資産は、「企業から分離又は分割して、単独で又は関連する契約、識別可能な資産若しくは負債とともに、売却、移転、ライセンス供与、賃貸又は交換できる」場合には、分離可能である。

IAS第21号「外国為替レート変動の影響」は、「非貨幣性項目の本質的な特徴は、固定又は決定可能な数の通貨単位を受け取る権利（又は引き渡す義務）が存在しないことである」と述べている。

委員会は、暗号通貨の保有はIAS第38号における無形資産の定義を満たすと考えた。その根拠は、(a)保有者から分離して個々に売却又は移転することが可能であり、また、(b)固定数又は決定可能な数の通貨単位を受け取る権利を保有者に与えていないからである。

どのIFRS基準が暗号通貨の保有に適用されるのか

委員会は、暗号通貨が通常の事業の過程で販売を目的として保有されている場合には、IAS第2号「棚卸資産」が適用されると結論を下した。IAS第2号が適用されない場合

には、企業はIAS第38号を暗号通貨の保有に適用する。委員会は、結論に至るにあたって次のことを考慮した。

無形資産

IAS第38号は、下記を除くすべての無形資産の会計処理に適用される。

- a. 他の基準の範囲に含まれる無形資産
- b. IAS第32号「金融商品：表示」で定義されている金融資産
- c. 探査及び評価資産の認識及び測定
- d. 鉱物、石油、天然ガス及び類似する非再生資源の開発及び採掘のための支出

したがって、委員会は、暗号通貨の保有がIAS第32号における金融資産の定義に該当するか又は他の基準の範囲に含まれるのかどうかを検討した。

金融資産

IAS第32号の第11項は金融資産を定義している。要約すると、金融資産は次のいずれかに該当する資産である。(a)現金、(b)他の企業の資本性金融商品、(c)他の企業から現金又は他の金融資産を受け取る契約上の権利、(d)金融資産又は金融負債を特定の条件で他の企業と交換する契約上の権利、又は(e)企業自身の資本性金融商品で決済されるか又は決済される可能性のある特定の契約。

委員会は、暗号通貨の保有は金融資産ではないと結論を下した。これは、暗号通貨は現金ではないからである(下記参照)。また、他の企業の資本性金融商品でもない。保有者にとっての契約上の権利を生じさせず、保有者自身の資本性金融商品で決済されるか又は決済される可能性のある契約ではない。

現金

IAS第32号のAG3項は、「通貨(現金)は金融資産である。交換の媒体を表しており、したがって、すべての取引が測定され財務諸表に認識される手段だからである。銀行又は類似の金融機関への現金の預入れは金融資産である。預金者が金融負債の支払のための債権残高として、金融機関から現金を得るか、又は小切手若しくは類似の金融商品を引き出す契約上の権利を表しているからである。」と述べている。

委員会は、IAS第32号のAG3項における現金の記述は、現金が交換の媒体として使用される(すなわち、財又はサービスと交換に使用され)財又はサービスの価格付けにおける貨幣単位として使用されることにより、すべての取引が財務諸表において測定及び認識される基礎となることを示唆していると考えた。

一部の暗号通貨は特定の財又はサービスと交換に使用することができる。しかし、委員会は、現金が交換の媒体として使用され(すなわち、財又はサービスと交換に使用され)財又はサービスの価格付けにおける貨幣単位として使用されることにより、すべての取引が財務諸表において測定及び認識される基礎となるような暗号通貨は、委員会の

知る限りでは、ないことに留意した。したがって、委員会は、暗号通貨は現時点では現金の特徴を有しておらず、暗号通貨の保有は現金ではないと結論を下した。

棚卸資産

IAS第2号は無形資産の棚卸資産に適用される。当該基準の第6項は、棚卸資産を次のような資産として定義している。

- a. 通常の事業の過程において販売を目的として保有されている資産
- b. そのような販売を目的とする生産の過程にある資産
- c. 生産過程又はサービスの提供にあたって消費される原材料又は貯蔵品

委員会は、企業が暗号通貨を通常の事業の過程において販売を目的として保有する場合があると考えた。その状況においては、暗号通貨の保有は企業にとっての棚卸資産であり、したがって、IAS第2号が当該保有に適用される。

委員会はまた、企業が暗号通貨のブローカー／トレーダーとして行動する可能性があることにも着目した。その状況においては、企業はコモディティ・ブローカー／トレーダー（棚卸資産を売却コスト控除後の公正価値で測定する）についてのIAS第2号の第3項(b)の要求事項を考慮する。IAS第2号の第5項は、ブローカー／トレーダーとは顧客の勘定又は自己の勘定でコモディティを売買する者であると述べている。第3項(b)で言及されている棚卸資産は、主に近い将来に販売し、価格の変動による利益、すなわち、ブローカー／トレーダーのマージンを生み出すことを目的に取得されるものである。

開示

IFRS基準で他に要求されている開示に加えて、企業は、財務諸表の理解への目的適合性のある追加的な情報を開示することが要求される（IAS第1号「財務諸表の表示」の第112項）。特に、委員会は、暗号通貨の保有という文脈において以下の開示要求に留意した。

- a. 企業は、(i) IAS第2号の第36項から第39項（通常の事業の過程において販売を目的として保有している暗号通貨について）及び(ii) IAS第38号の第118項から第128項（IAS第38号を適用する暗号通貨の保有について）が要求している開示を提供する。
- b. 企業が暗号通貨の保有を公正価値で測定する場合には、IFRS第13号「公正価値測定」の第91項から第99項が、それに適用される開示要求を定めている。
- c. IAS第1号「財務諸表の表示」の第122項を適用して、企業は、経営者が暗号通貨の保有の会計処理に関して行った判断が、財務諸表において認識した金額に最も重要な影響を与えた判断の一部である場合には、当該判断を開示する。
- d. IAS第10号「後発事象」の第21項は、重要性のある修正を要しない後発事象を開示することを企業に要求している。これには、当該事象の内容及び財務上の影響の見積り（又はそのような見積りができない旨の記述）が含まれる。例えば、暗号通貨を保有している企業は、報告期間後の当該保有の公正価値の変動が、それを開示し

審議事項(4)-2

ないと財務諸表利用者が財務諸表に基づいて行う経済的意思決定に影響を与える可能性があるほどの重要性があるかどうかを考慮することになる。

以 上